令和7年3月　教育委員提案②

ジェンダーフリー教育について

戸田市教育委員会
教　育　政　策　室

生徒指導提要の記載内容から

12.4「性的マイノリティ」に関する課題と対応

⇒学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められている。

※「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々。



『生徒指導提要』
（令和４年12月改訂）

教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切。

具体的な支援の事例

心と体の性別に違和感を持っている児童生徒に対して・・・

項 目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

『生徒指導提要』P.269より引用

具体的な支援の事例

市内中学校における標準服については、６校すべての学校でスカートかスラックスかを選択することが可能。

令和６年度笹目中学校生活のきまり
より抜粋

	通常期	夏季
男子		
女子		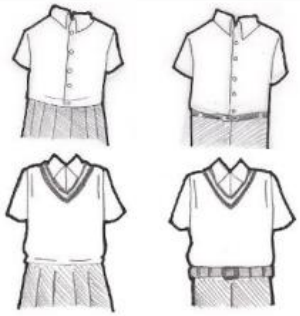



教職員に対する研修

○性的マイノリティをはじめとする、様々な人権課題についての理解を深めるための校内研修会の実施





○管理職、人権教育担当教師等が受講した人権研修会の報告会を各学校にて実施

3	１１月１３日（月）	○性の多様性 「性の多様性をめぐる人権教育の課題」	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授　　渡辺　大輔　氏

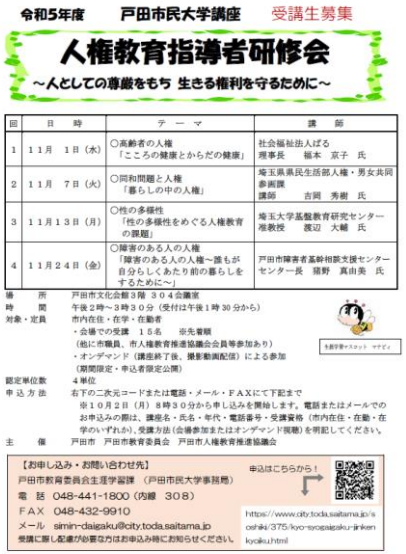

令和5年度　戸田市民大学講座　受講生募集

人権教育指導者研修会

～人としての尊厳をもち 生きる権利を守るために～

回	日　時	テ　ー　マ	講　師
1	１１月　１日（水）	○高齢者の人権 「こころの健康とからだの健康」	社会福祉法人ぱる 理事長　　福本　京子　氏
2	１１月　７日（火）	○同和問題と人権 「暮らしの中の人権」	埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 課師　　吉岡　秀樹　氏
3	１１月１３日（月）	○性の多様性 「性の多様性をめぐる人権教育の課題」	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授　　渡辺　大輔　氏
4	１１月２４日（金）	○障害のある人の人権 「障害のある人の人権～誰もが自分らしくあたり前の暮らしをするために～」	戸田市障害者基幹相談支援センター センター長　猪野　真由美　氏

場　所　戸田市文化会館３階　３０４会議室
時　間　午後２時～３時３０分（受付は午後１時３０分から）
対象・定員　市内在住・在学・在勤者
・会場での受講　１５名　※先着順
（他に市職員、市人権教育推進協議会会員等参加あり）
・オンデマンド（講座終了後、撮影動画配信）による参加
（期間限定・申込者限定公開）
認定単位数　４単位
申込方法　右下の二次元コードまたは電話・メール・ＦＡＸにて下記まで
※１０月２日（月）８時３０分から申し込みを開始します。電話またはメールでのお申込みの際は、講座名・氏名・年代・電話番号・受講資格（市内在住・在勤・在学のいずれか）、受講方法（会場参加またはオンデマンド視聴）を明記してください。
主　催　戸田市　戸田市教育委員会　戸田市人権教育推進協議会

【お申し込み・お問い合わせ先】
戸田市教育委員会生涯学習課（戸田市民大学事務局）
電　話　048-441-1800（内線　308）
ＦＡＸ　048-432-9910
メール　simin-daigaku@city.toda.saitama.jp
受講に際し配慮が必要な方はお申込み時にお知らせください。

申込はこちらから！
https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/375/kyo-syosaisaku-jinken-kyoiku.html

県教委作成資料を活用した研修

彩の国 埼玉県

性の多様性に係る
相談対応ハンドブック
（教職員用）



埼玉県マスコット

「コバトン&さいたまっち」

令和5年3月
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

相談対応フローチャート

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

相談者（児童生徒）

教職員（担任・養護教諭等）

相談を受けた教職員による対応 Q１
＊対応のポイント・留意点
□否定・決めつけをせず、相談を肯定的に受容する。
□何に困っているのか聞く。
□誰に話しているのか、情報を共有してよいかを確認する。
□当該児童生徒との対話を継続的に行う。
□必要に応じて相談先などについて情報を提供する。

・普段から、相談しやすい環境づくりを進めることが大切です。
・いじめや差別を許さない生徒指導・人権教育等を行うことが支援の土台になります。
・教職員用リーフレットを参照してください。
＊「ひとりひとりが　自分らしく生きる」



報告・共有

ポイント Q２
・相談を受けた教職員が自分だけで抱え込まない。
・アウティングをしない。

組織としての対応
□基本的姿勢
・状況に応じた個別対応　・当該児童生徒の秘密の厳守
・当該児童生徒の情報管理

□支援のための組織づくり Q３
・構成例：管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主事
スクールカウンセラー、学校医　等
・参考：文部科学省教職員向け資料（P３・７）

□校内での情報共有等 Q４
・性的マイノリティについての基本的な知識や対応等に関して理解する。
・当該児童生徒・保護者に情報共有の意図を説明し、理解を得る。



□当該児童生徒への支援の実施 Q５
・当該児童生徒・保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める。
・他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進める。
・カミングアウトについての相談・支援が必要になることもある。

□支援を評価
・教職員による評価の他、当該児童性・保護者からも聞き取りをするなどして、参考にする。

PDCAサイクルによる改善・見直し

連携相談
助言支援

専門家・関係機関等 Q６
・スクールソーシャルワーカー
・教育委員会
・大学、支援団体
・医療機関　等

相談窓口
・東京弁護士会
セクシュアル・マイノリティ電話法律相談
０３－３５８１－５５１５
・よりそいホットライン
０１２０－２７９－３３８
＃４がＬＧＢＴＱの相談です
・埼玉県男女共同参画推進センター
With You さいたま
０４８－６００－３８００
・埼玉県立精神保健福祉センター
０４８－７２３－６８１１
・埼玉県立総合教育センター
よいこの電話教育相談
＃７３００または
０１２０－８６－３１９２

性の多様性に対する周囲の正しい理解の促進

⇒学習指導要領に基づく、日常の教育活動を通じた**人権意識の醸成**

◆保健体育科

〔保健分野〕内容⑵のア

心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともにストレスへの対処をすること。

◆社会科

〔公民的分野〕内容Ａの⑵現代社会を捉える枠組み

現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること

◆特別の教科　道徳

内容Ｃ　主として集団や社会との関わりに関すること

〔公正、公平、社会正義〕

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること

県教委作成資料を活用した児童生徒への啓発



『性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」（小学校５・６年生版）



『性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」（中学・高校生版）

児童生徒の声を把握するための工夫

- 児童生徒が相談しやすい雰囲気づくり
- 各学校において「心のアンケート」や「学校生活アンケート」を定期的に実施。

児童生徒一人一人の「悩み」や「不安」の早期発見に努めている。

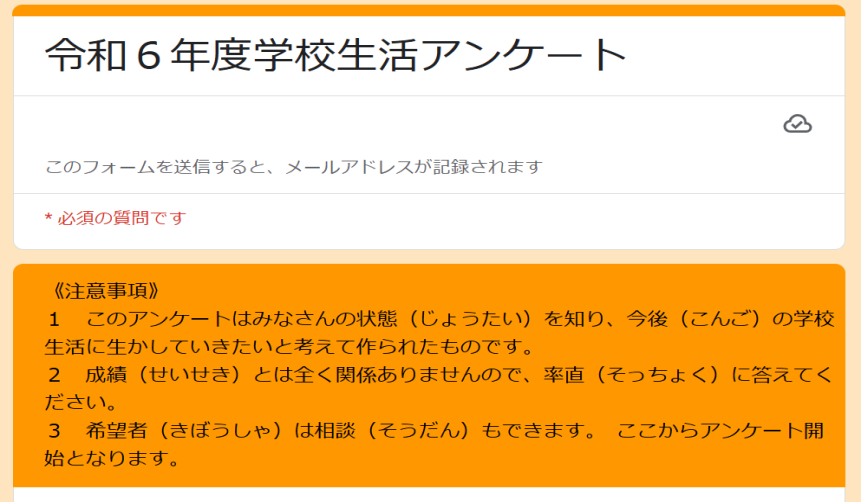
令和６年度学校生活アンケート

このフォームを送信すると、メールアドレスが記録されます

* 必須の質問です

《注意事項》
1　このアンケートはみなさんの状態（じょうたい）を知り、今後（こんご）の学校生活に生かしていきたいと考えて作られたものです。
2　成績（せいせき）とは全く関係ありませんので、率直（そっちょく）に答えてください。
3　希望者（きぼうしゃ）は相談（そうだん）もできます。 ここからアンケート開始となります。

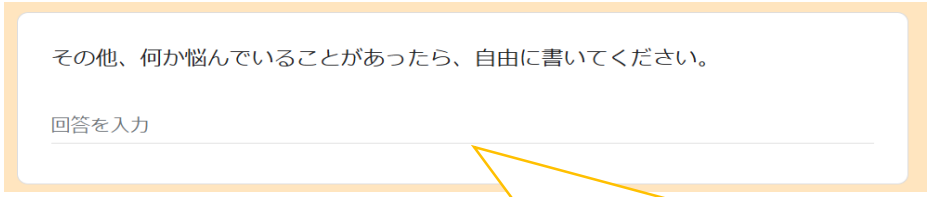
その他、何か悩んでいることがあったら、自由に書いてください。

回答を入力

管理職、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員、ボランティア相談員が当該児童生徒の秘密を厳守しながら、状況に応じて相談対応を行っている。